

かとう知っところ情報 (第88版)

ホームページ・Instagram・Facebookでも情報発信中！

発行日：令和3年9月21日

発行：加東市商工会

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）

【第8期：8月20日～9月30日 休業・時短要請分】

兵庫県による時短要請により、8月20日(金)から9月30日(木)までの休業・営業時間短縮の要請に応じ
ていただいた飲食店を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を兵庫県
が支給します。

(対象者) 兵庫県の要請に応じて休業・時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者の方

(支給要件) 原則として、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、時短営業（休業を含む）等に
協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示
することが必要です。

「感染防止対策宣言ポスター」は兵庫県のHPからダウンロードして使用して下さい。

(支給額) 第8期：1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数
〈中小企業〉 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定

- ・10万円以下の店舗：4万円
- ・10～25万円の店舗：(前年度等の1日当たり売上高)×0.4の額
- ・25万円以上の店舗：10万円

〈大企業〉*中小企業もこの方式を選択可
1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）

(対象期間) 第8期：令和3年8月20日(金)～9月30日(木)

詳細は決まり次第、公表。兵庫県のホームページをご確認ください。

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin8.html>)

(お問い合わせ) 兵庫県時短協力金コールセンター 078-361-2501 (平日 9:00～17:00)

～令和3年10月1日から兵庫県最低賃金が改正されます～

兵庫県最低賃金 928円 **28円UP**

この最低賃金は、原則として、兵庫県内の事業
場で使用されるパート、アルバイト等を含めた全
ての労働者に適用されます。

◆産業別最低賃金(特定最低賃金)が適用される
業種もありますのでご注意ください。

※ 詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室
(電話 078-367-9154)又は、最寄りの労働基
準監督署へお問い合わせ下さい。

～備えあれば、憂いなし 小さな掛金で大きな安心～

「商工安全共済」(傷害総合保障共済)のご案内

商工安全共済は、仕事中のケガはもちろん、日
常での料理中のやけどやスキー中の骨折など思
いがけない傷害、病気、要介護までをしっかりと
保障する共済です。

掛金はお一人様月2,000円(月1,000円コ
ースもあり)。また加入特典として、24時間対応
フリーダイヤル健康相談、総合相談医からセカン
ドオピニオンをもらえるサービ
スがあります。※契約タイプにより保
内容が異なります。



(お問い合わせ) 加東市商工会
0795-42-0253 経営支援課 岸本

飲食店におけるマスク着用のための啓発資材について

兵庫県では、緊急事態宣言の発出を踏まえ感染拡大を早期に食い止めるため、県民・事業者の皆様に対し感染対策の徹底を呼びかけています。

この度、飲食店において、会話時のマスク着用を徹底するため、下記のとおり、ポスター及びポップ用の啓発資材が作成されました。

飲食店でのポスターの掲示、テーブルへのポップの配置などにより、来店者へのマスク着用の呼びかけにご協力をお願いします。

(目的)

- ・飲食店における来店者の会話時のマスク着用の徹底
- ・飲食店による来店者へのマスク着用呼びかけへの活用

(取得方法)

- (1) 兵庫県ホームページからダウンロード
- (2) 県の窓口で受け取り
 - ・兵庫県庁（本庁1号館・2号館1階受付）
 - ・各県民局・県民センター（総務防災担当）

※(2)の場合一人1枚のお渡しとさせていただきます。お手数ですが、必要部数をコピー等のご利用ください。

(※加東市商工会窓口でも配布しております)



※詳しくは兵庫県のホームページまで

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/maskpr.html>)

(お問い合わせ)

部署名：企画県民部災害対策局災害対策課

電話：078-362-9833

FAX：078-362-9911

新型コロナ対策適正店認証制度について

(趣旨)

新型コロナウイルス感染症対策を実施している飲食店等を県が実地確認の上、認証し公表することで、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、県内の飲食店等での感染拡大予防対策の推進を図ります。

(対象)

兵庫県内にある客席を設ける飲食店及び喫茶店

※テイクアウトのみの営業形態は対象外です。

(新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付)

認証ステッカーの交付を希望する店舗からの感染防止対策取組状況を含む交付申請書に基づき、実地確認の上、認証ステッカーを交付します。

(交付申請受付)

県ホームページからの認証ステッカー交付申請を受け付けます。

申請受付期限は、令和3年10月22日17時00分までです。お早目に申請をお願いします。

インターネット環境がないなどにより電子申請ができない場合は、郵送により申請を受け付けます。(郵送する場合の送料はご負担願います。)

交付申請書は、各県民局・県民センター、市役所、町役場でも配布します。



持参による受付はできませんので、ご了承ください。

※詳しくは兵庫県のホームページまで

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>)

(お問い合わせ)

新型コロナ対策適正店認証コールセンター

(平日9:00~17:00) 078-272-6511

がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金のご案内

新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付を受けた飲食店等が行う安全安心PR、感染防止等の取組を支援する「がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金」が下記の通り実施されています。

(対象事業者)

新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付を受け、兵庫県のマスク着用徹底のための啓発資材(ポスター、ポップ)を掲示している県内で飲食店・喫茶店を営む中小法人又は個人事業者(中小企業基本法に定める中小企業者)

(補助対象事業)

- ①安全安心をPRするための販売促進経費(広告宣伝費、印刷費、委託・外注費、リース料等)
- ②感染防止対策設備・備品導入費(店舗改装・工事費、システム導入費、設備・備品購入費、消耗品費等)

(募集期間)

令和3年8月30日(月)~令和3年11月30日(火) ただし、予算額に達すれば募集締切

(補助対象期間)

令和3年7月1日(木)~令和3年10月31日(日) 当該期間に支払われた経費が対象となります

(補助金額)

1店舗(認証ステッカー交付店舗)あたり下限5万円~上限10万円の定額補助

募集要領等をよくお読みのうえ、郵送で申請してください。

※詳しくは公益財団法人ひょうご産業活性化センターホームページまで

(<https://web.hyogo-iic.ne.jp/gangarupr>)

(お問い合わせ)「がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金」事務局 コールセンターTel.078-739-1761 (平日9:00~17:00)